

# 農業融資保険の概要

農業融資保険は、基金協会が保証を行う場合を除き、大口農業貸付け（注1）等について、信用基金が保険を行う制度です。

農業者等の必要とする資金の貸付けについて基金協会の債務保証を利用する前提で手続を進めることとなりますが、大口農業貸付け等で基金協会が債務保証を行うことができないと判断し、融資機関（注2）として融資保険を利用したいと考えた場合には、貸付関係書類を信用基金に提出いただきます。なお、融資保険の引受けを行う場合は、信用基金が別に定める融資保険約款に基づく保険契約の締結が必要になります。

（注1）原則、1件2億円以上となります。ただし、基金協会が債務保証を行うことが困難な場合は、2億円未満であっても融資保険契約を締結できます。

（注2）農業協同組合（主務大臣が指定するもの）・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫・銀行・商工組合中央金庫・信用金庫・信用金庫連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会

## ○農業融資保険の内容

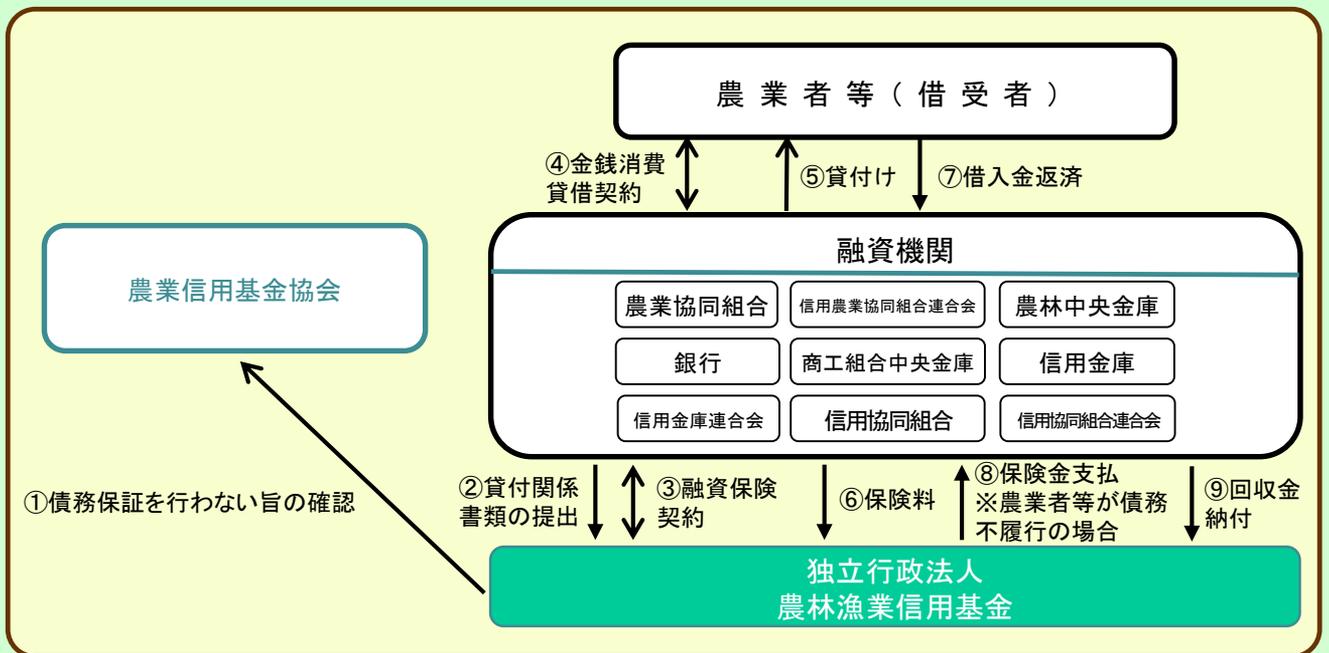
### ○対象となる貸付先

農業を営む者及び農業に従事する者（個人、法人、任意団体のいずれも該当します。）などが対象となります。

### ○対象資金

	資金	性格	資金使途
制度資金	農業近代化資金	意欲ある農業者の経営規模拡大等経営改善のための長期資金	施設資金等 長期運転資金
	農業改良資金	新作物分野・新技術等へのチャレンジのための資金	施設資金等 長期運転資金
	青年等就農資金	新たに農業経営を開始する青年等のための長期資金	施設資金等 長期運転資金
	農業経営改善促進資金	意欲ある農業者のための短期資金	短期運転資金
	農業経営負担軽減支援資金	償還負担の軽減のための長期資金	営農負債（制度資金を除く）の 借換資金
	畜産特別資金	償還負担の軽減のための資金	営農負債の借換資金
制度資金以外の資金	農業者等が必要とする事業資金	農業者等の様々なニーズに応じた資金	施設資金等 営農資金

※対象資金についての詳しい内容は信用基金にご確認ください。



## ○保険料

保険関係が成立した貸付けにつき融資機関が信用基金に支払うべき保険料の額は、貸付金の返済条件に従い計算した保険金額に貸付けの期間1年につき次表に掲げる資金区分に対応する保険料率を乗じて得た額です。

資金区分		保険料率(注3~5)
特定資金	農業経営改善資金(注1)	年0.09%、0.20%又は年0.27%(災害特例あり)
	農業経営維持資金(注2)	年0.51%(災害特例あり)
農業施設資金		年0.27%(災害特例あり)
農業運転資金		年0.27%又は年0.35%(災害特例あり)

(注1) 農業経営改善資金とは、農業経営の改善を図るための国等の制度資金(農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金、農業経営改善促進資金など)。

(注2) 農業経営維持資金とは、農業経営の維持継続を図るための国等の制度資金(畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜疾病経営維持資金、畜産経営体質強化支援資金など)。

(注3) 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定される推計デフォルト率に応じた保険料率を適用。

(注4) 農業経営改善資金のうち農業改良資金及び青年等就農資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用。

(注5) 農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金(牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。)にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用。

(注6) 災害特例とは、信用基金が適用することが必要と認めた災害により被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用。その水準については、各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて次のとおり。

資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%
	農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%
農業施設資金		年0.20%	年0.06%
農業運転資金		年0.20%又は年0.24%	年0.08%又は年0.11%

## ○保険事故

貸付けの弁済期後3月経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済

## ○支払保険金額

貸付金の未回収元金の70%(利息・遅延損害金は含みません。)

## ○保険金の全部又は一部をお支払できない場合

- ・融資機関が、故意又は重大な過失により、貸付対象者でない者に対し貸付けを行ったとき。
- ・融資機関が、故意又は重大な過失により、その貸付金が目的外に使用される貸付けを行ったとき。
- ・融資機関が、信用基金と協議して付した保険条件である保証人又は担保を徴求しなかったとき。
- ・融資機関が、貸付先について債務の履行を困難とする事情を予見し又は知ったときに、遅滞なく、その旨を農業融資保険取扱要領の定めに従い、信用基金に必要な報告を行わなかった場合や、貸付先に対して必要な期中管理対応を行わなかったとき。

など融資機関が業務方法書又は約款の条項に違反したとき並びに保険取扱要領の定めに従わなかったときは、その事実に係る保険関係に基づく保険金の全部又は一部を支払わず、保険金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

## ○保険金お受取後

融資機関は、支払を受けた保険金に係る貸付金債権の管理及び回収のために、他の貸付金債権と同様の注意をもって、必要な措置を講じなければなりません。

当該貸付けについて借入者等から返済があった場合は、その返済額の10分の7の額を信用基金に納付していただきます。

# 相談窓口のご案内

## 農業信用基金協会窓口一覧

	住 所	電話番号
北海道農業信用基金協会	〒060-0004 札幌市中央区北四条西1丁目1番地 北農ビル14階	011-232-6085
青森県農業信用基金協会	〒030-0847 青森市東大野2丁目1番地15	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	〒020-0022 盛岡市大通1丁目2番1号	019-626-8564
宮城県農業信用基金協会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2番16号 JAビル宮城6階	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	〒010-0976 秋田市八橋南2丁目10番16号	018-864-2394
山形県農業信用基金協会	〒990-0042 山形市七日町3丁目1番16号 山形県JAビル6階	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	〒310-0022 水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2290
栃木県農業信用基金協会	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地9番地25 栃木県JAビル7階	028-616-8888
群馬県農業信用基金協会	〒379-2147 前橋市亀里町1310番地	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	〒260-0031 千葉市中央区新千葉3丁目2番6号	043-245-7470
東京都農業信用基金協会	〒190-0023 立川市柴崎町3丁目5番24号 JA東京第2ビル4階	042-528-1364
神奈川県農業信用基金協会	〒243-0013 厚木市泉町3番13号 厚木駅前農協会館5階	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	〒400-8530 甲府市飯田1丁目1番20号	055-223-3601
長野県農業信用基金協会	〒380-0826 長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル10階	026-236-2412
新潟県農業信用基金協会	〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町189番地3 JA新潟ビル7階	025-211-2411
富山県農業信用基金協会	〒930-0006 富山市新総曲輪2番21号	076-445-2322
石川県農業信用基金協会	〒920-0383 金沢市古府1丁目220番地	076-240-5584
福井県農業信用基金協会	〒910-0005 福井市大手3丁目2番18号	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	〒500-8367 岐阜市宇佐南4丁目13番1号	058-276-5253
静岡県農業信用基金協会	〒422-8067 静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ4階	054-284-9872
愛知県農業信用基金協会	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいちビル西館2階	052-228-2111
三重県農業信用基金協会	〒514-0006 津市広明町122番地の1	059-229-9211
滋賀県農業信用基金協会	〒520-0807 大津市松本1丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター5階	077-521-1722
京都府農業信用基金協会	〒601-8585 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JAビル地下1階	075-681-4525
大阪府農業信用基金協会	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号	06-6204-3626
兵庫県農業信用基金協会	〒650-0024 神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館4階	078-333-5855
奈良県農業信用基金協会	〒630-8131 奈良市大森町57番地の3 奈良県農協会館内	0742-27-4180
和歌山県農業信用基金協会	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番地の1 和歌山県JAビル4階	073-488-5681
鳥取県農業信用基金協会	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723番地	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	〒690-0887 松江市殿町19番地1	0852-31-3628
岡山県農業信用基金協会	〒700-0826 岡山市北区磨屋町9番18の401号	086-232-2382
広島県農業信用基金協会	〒730-0051 広島市中区大手町4丁目7番3号	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	〒754-0041 山口市小郡令和三丁目1番16号	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号	088-634-2653
香川県農業信用基金協会	〒760-0023 高松市寿町1丁目3番6号 香川県JAビル5階	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	〒790-8555 松山市南堀端町2番地3	089-948-5677
高知県農業信用基金協会	〒781-9511 高知市北御座2番27号 JA高知ビル3階	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目10番12号 JA福岡県会館5階	092-711-3840
佐賀県農業信用基金協会	〒840-0803 佐賀市栄町2番1号	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	〒850-0862 長崎市出島町1番20号	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町2番3号 JA熊本県会館9階	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	〒870-0044 大分市舞鶴町1丁目4番15号 農業会館5階	097-538-6456
宮崎県農業信用基金協会	〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1番地1 JAビル2階	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町15番地 JA鹿児島県会館7階	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	〒900-0025 那覇市壺川2丁目9番地1 JA会館3階	098-831-5321

## 独立行政法人農林漁業信用基金窓口

独立行政法人農林漁業信用基金 農業信用保険管理部	〒105-6228	港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階	03-3434-7820
-----------------------------	-----------	-----------------------------------	--------------

## 農林水産省担当窓口

農林水産省経営局金融調整課	〒100-8950	千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 農林水産省5階	03-6744-2171
---------------	-----------	------------------------	--------------